

和歌山県原材料費高騰対応経営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、原材料費等の高騰、人材不足など厳しい経営環境の中で、生産性を向上させ、持続的な賃上げの実現を目指す中小企業者等を対象に原材料費高騰相当額の一部を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内で和歌山県原材料費高騰対応経営支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「原材料」とは、自社で製造又は提供する製品のもととなる原料・材料で、その調達に係る経費が材料費に計上される性質のものをいい、製造又は提供の過程で発生する人件費、労務費、燃料費及び製造経費等は含まない。
- (2) この要綱において、「商工会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定による商工会、「商工会連合会」とは、商工会法の規定による都道府県商工会連合会、「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定による商工会議所をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の(1)(2)のいずれも満たす者とする。

- (1) 原材料費高騰の影響を受けている者であること。
- (2) 和歌山県中小企業成長促進補助金の交付申請を行い、交付決定の通知を受けている者又は受ける見込みである者（ただし、交付決定に至らなかった場合は、対象外とする。）であること。

(宣誓事項)

第4 次の(1)から(7)までのいずれにも宣誓した者でなければ、補助金を交付しない。

- (1) 提出する書類に虚偽がないこと。
- (2) 第3の交付対象者の要件を満たしていること。
- (3) 第5の不交付要件に該当しないこと。
- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金の交付を受け、又は受けようとするをいう。）が発覚した場合には、第15の規定に従い補助金の返還を行うこと。
- (5) 県、県内の商工会、商工会議所及び商工会連合会の職員が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (6) 必要があるときは、第18の規定により情報を公表することに同意すること。
- (7) 規則及びこの要綱に従うこと。

(不交付要件)

第5 知事は、第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないことができる。

- (1) 和歌山県中小企業成長促進補助金の交付決定の取消や返還命令があった者

- (2) 既に補助金の交付を受けた者(第8の3の規定による再度の交付決定を行う者を除く。)
- (3) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者の他、本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないとし事が認める者

(補助対象事業及び対象経費)

第6 補助対象事業は、生産性を向上させ、持続的な賃上げの実現を目指す中小企業者等が行う原材料の購入とする。

2 補助対象経費及び補助額は別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第7 補助金の交付申請をしようとする者は、別に定める必要な申請書類を添えて、知事に対し、別に定める方法により提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8 知事は、補助金の交付の申請があったときは、別に定める申請書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が本要綱その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、交付の決定の後に申請者の責によらない事由により交付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付の決定をすることができる。

(書類の保管)

第9 交付対象者は、補助金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を補助金の交付を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(補助事業の変更等)

第10 知事が、補助金の交付に際して付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第 11 申請者は、補助事業の遂行について、知事の要求があったときは速やかに別に定める状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 申請者は、補助事業完了後(補助事業廃止の承認を受けたときを含む。)、別に定める実績報告書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 10 の(1)ア及びイの規定による変更の承認をした場合は、その内容とする。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(交付の取消)

第 14 知事は、交付対象者(法人にあつては、その役員を含む。)が第 5 に規定する補助金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 15 知事は、第 8 の 3 の規定により補助金の減額による再度の交付の決定をした場合、又は第 14 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、交付対象者の当該減額又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第 16 交付対象者は、第 15 の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第 17 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付対象者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを提示しなければならない。

(申請内容の公表等)

第 18 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、この要綱に基づく業務において取得した個人情報等を国等の関係機関に提供し、又は申請者の名称、代表者名及び補助金の内容等に関する情報を公表することができる。

(その他)

第 19 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 6 関係)

補助対象経費	交付決定の日から令和 9 年 1 月 31 日までの期間に購入する原材料の購入経費
補助額	本補助事業で購入する原材料の購入単価と令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間の任意の購入単価を比較した際の価格高騰相当額に購入数量を乗じた額の 2 分の 1 の額（千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額。）
補助上限額	和歌山県中小企業成長促進補助金の補助上限額から同補助金の確定額を減じた額と、同確定額の 5 分の 1 の額を比して、いずれか低い額を上限とする。